

# TUMSAT-OACIS Repository - Tokyo

University of Marine Science and Technology

(東京海洋大学)

船舶の定義と画定：  
国際連合海洋法条約の枠組みの検討(非自航作業船を  
中心に)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-06-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 濱口, 一雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://oacis.repo.nii.ac.jp/records/2460">https://oacis.repo.nii.ac.jp/records/2460</a>

## [課程博士] (博士論文審査及び最終試験の結果要旨)

学生氏名： 濱口 一雄  
博士論文題目： 船舶の定義と画定  
—国際連合海洋法条約の枠組みの検討(非自航作業船を中心に)—

### 博士論文審査：

学生から提出された上記題目の博士論文についての公開発表会が 2022 年 2 月 22 日に行われ、審査委員と学生との間で質疑応答が繰り返された。その結果、当該の論文は博士論文としての質を十分に確保しているとの結論に至った。以下、論文の要旨を掲載する。

論文としてまとめられた本研究は、長年に渡る造船技師としての著者の経験に基づいた、定義付けがなされていない非自航作業船の法的な問題の追及と、その解決策を求めたものである。研究の目的は、わが国の船舶法施行細則第 2 条の規定により、船舶法の対象から除外されている内航非自航船を素材として、同自航船の船舶としての再評価、及び国際法、海洋法、国内法における船舶の定義と画定の提言であった。法的な研究の範囲は国際法、海洋法、国際海事法はもとより、わが国や欧米に至る国内法、海事私法にまで広範囲に及び、個々の法領域及びそれらをまたいだ横断的な検証と考察が行われた。工学的な論及として、SOLAS 条約をはじめとした船舶工学に関する関連条約の調査から、自動化、自律化船の最新の動向をまとめることにより、非自航故に機械の範疇にありと見られてきた作業船の船舶としての意義付けを図った。更に国際法、海洋法成文化の編纂淵源の調査の他、海事社会におけるより現代的な現象の法的な分析を行い、研究目的の深度化とその達成が試みられた。著者はこうした多岐に渡る論証を通じて、非自航作業船の定義の画定の手法とその意義について、以下のように具体化した。第一に、船舶の定義と画定のアプローチとして IMO 番号とは異なる手法、即ち船舶の工学的な性質を基礎とした分類化・インデックス化により、個々の船舶に登録番号を付与する案を提示し、第二に、第一の船主行動にインセンティブを付与できるよう、企業活動に有益な登録制度を目指し、第三に、定義と画定とにより、国際海洋法における船舶に対する管轄権行使の意義が旗国に再認識されることにより、海洋の秩序維持に有益な効果が期待でき、第四に、海洋社会の進歩と秩序にはこうした制度形成が必要と確信し、最後に、非自航作業船の法的な保護が強化されることにより、これを利用する海洋土木企業にもソフトロー効果による国際的なメリットが生まれることを挙げた。

### 最終試験の結果要旨：

最終試験は 2 月 22 日に行われた。審査委員一同、出席の下、学生に対して博士論文の内容について最終確認のための質疑応答が行われ、対する著者からの解答の内容は十分と看做された。また学生の有すべき専門知識についても、公開発表会の質疑応答と本試験における解答を通し十分なレベルにあるものとして、審査委員一同、確認した。

本学学位論文審査要項第 17 条 (学位論文の審査基準) より求められる要件について、まず国内外の研究の水準に照らし、各研究分野における学術的意義、新規性、独創性及び応用的価値を有していることが確認された。次に第一著者として学術論文を公表し(「本邦外航行区域設定の根拠の検証—船舶安全法施行規則第 6 条の研究」(濱口一雄、逸見 真) 2020 年 日本航海学会論文集 143 巻)、外国語としての英語語学力については、Asia Navigation Conference 2022 において研究内容に関する英文 proceeding を上梓(“Demarcation of the definition of ship”)したのと共に、英語による発表及び質疑応答を行い、十分であると判断された。合同セミナーについては本院入学以降、21 回の出席記録が提出されており、規定の学習時間および出席回数を満たしていることを確認した。研究者倫理教育の受講については、大学院海洋科学技術研究科が指定した研究者倫理教育を修了(修了証番号 AP0000142124)していることを確認した。そして同研究科が指定した方法により、本論文に対して剽窃のチェックを行った結果、問題は認められなかった。

尚、論文の体裁に不統一あるいは不備な部分の確認されたため、著者に対して最終稿の提出までにその修正を課すこととした。

以上から、本学生について博士論文審査、最終試験とも合格と判定した。